

八 総 人 第 83 号  
令和6年12月27日

八雲町議会議長 千葉 隆 様

八雲町長 岩 村 克 詔

議員報酬の改正に係る答申内容の報告について

令和6年9月24日付八議第70号により依頼のありました議員報酬の改正に係る諮問について、令和6年12月13日に八雲町議員報酬及び特別職給料審議会へ諮問し、同日、答申がありましたので、その内容について下記のとおり議事録を付して報告いたします。

なお、答申内容については最大限尊重されますようお願いいたします。

記

【答申内容】

1 八雲町議会議員の議員報酬の額

算出根拠が原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）により明確化されていることにより、改正案のとおり増額することが適当である。

- |         |      |          |               |
|---------|------|----------|---------------|
| (1) 議 長 | 報酬月額 | 378,000円 | (現行額+38,000円) |
| (2) 副議長 | 報酬月額 | 306,000円 | (現行額+31,000円) |
| (3) 委員長 | 報酬月額 | 283,000円 | (現行額+28,000円) |
| (4) 議 員 | 報酬月額 | 270,000円 | (現行額+27,000円) |

2 付帯意見

- (1) 今後の議員活動、開かれた議会運営を強く望むものである。
- (2) 改正時期については、令和7年11月の選挙後としているが、財政状況を勘案して判断していただきたい。

【議事録】

別紙のとおり